

特集◆終わりなき戦争の時代？

米軍事戦略の変容と

同時多発テロ事件以後の新展開

瀬瀬 厚（山口大学教員・現代政治軍事論）

一貫するむき出しの国益論

ブッシュ政権が成立する以前から、アメリカの軍事戦略の転換を示唆するかのように、アメリカ政府の安全保障問題の将来構想を検討する諸機関が相次いで報告書の類を公表している。以下において、それらのうち、主要ものだけに限り要約紹介することから始めよう。

米国防総省（ペンタゴン）の諮問機関「二十一世紀国家安全保障委員会」（U. S. Commission on National Security 21st Century）が、二〇〇〇年四月一九日に公表した「国家戦略と探求―安全保障の確保と自由促進のための協調」と題する報告書がある。今回の報告書は第二次中間報告書で、同委員会は二〇〇一年二月に政府の強化策などに関する最終報告書を公表する予定であるが、テロ事件の影響で、その

内容も公表時期も大分違ってくることは確かだ（注1）。

同書は、二〇二五年までを射程に据えたアメリカの国家安全保障について再考し、その冒頭で「戦略と政策は、国益に基礎を置かなければならない」（注2）と述べ、改めて国益確保と拡大の目的達成の手段として「戦略」の構築があることを確認している。そのうえで、新しい世紀の国益として、①生存国益、②決定的国益、③重要な国益の三つのレベルに区分されるとする。この場合、①生存国益とは、テロリストによる直接攻撃や大量破壊兵器を伴う直接攻撃からアメリカの安全の確保、②決定的国益とは、アメリカ人の生活と安寧が依存するところのエネルギー・経済・通信・輸送・公衆衛生等のシステムの安全の確保、③重要な国益とは、海外において法の支配に基づく立憲民主主義、市場に基づく経済、基本的人権の普遍的認知を深化

させ制度化すること、と説明している。

ここにはアメリカ独自の国益論を振りかざすことで、この後展開する安全保障論の正当性・合理性を確保しようとする意図が明らかにされている。一頭地を抜く軍事力と経済力を背景にして、その国力を維持拡大するために、その障害となるあらゆる「敵」を想定し、これに「力の論理」で対処しようとする従来からのスタンスは不変である。そこには一国の安全保障を他国・他地域の人々との交流の蓄積のなかで確保しようとする平和的発想は、相変わらず最初から排除されている。

同報告書では、そのような軍事的安全保障論を背景として、具体的には、アメリカの社会的結束、技術革新力、軍事力を維持するためにも、「重要な大国」である中国・ロシア・インドを新たな国際システムに組み入れることに意を用いるべきだとしている。しかしながら、「米国と中国の間で競合する可能性が強まるかもしれないことを認識」するとして、統合プロセスの設定と同時に、その反面ではアジア・太平洋地域における抑止力と同盟システムの維持を訴える内容となっている。そこから日本との関係に言及し、「アジア・太平洋地域において、日米同盟は米国の政策の要石であり続けるべきだ。」と強調してみせる。つまり、アメリカの国益と競合ないし抵触する可能性をもった次世紀の三つの大国（中国・ロシア・インド）への軍事的封じ込

めの手段として、アジアにおける最大の同盟国である日本との関係強化が不可欠だとする認識を改めて展開しているのである。

また、南北朝鮮の統一プロセスの実体化のなかで、「ある程度の米軍は、統一された朝鮮の非核化の維持を確保するため目的を含め、地域の安心と安定の要因として、統一朝鮮にとどまるべきだ。」と結論づけている。そして、今後の四半世紀における軍事力は、①アメリカと同盟国への攻撃に対する抑止と防衛のための核戦力、②国内の治安維持、③大規模戦争に勝利できる通常兵力、④緊急に遠征介入できる機動力、⑤人道救援と警察力、とする。

同報告書では、特段目新しい戦略方針の提示はないものの、全体として従来の戦略概要からすれば、アジア・太平洋地域における大国の出現への警戒と抑止が戦略形成の基盤となっていること、そして、近未来における「大国」との競合・対抗戦略として同盟強化が徹底して説かれていることに着目しておきたい。

もうひとつの着目点として、冷戦後のアメリカの戦略方針の基本となってきたペルシャ湾沿岸および朝鮮半島の有事を念頭に据えた二正面戦略の転換が議論され始めた背景に、これら大国が何れもアジア地域において登場してくる以上、当座は中国を対象国とする一正面戦略の採用が、不可欠とする判断が動いていることである。

正面戦略とは何だったのか

戦略転換への大きな流れが形成される一方で、「米国の国防計画見直し」(QDR = Report of Quadrennial Defence Review)は、必ずしもこのような流れと合致している訳ではない。確かに、一九九七年五月一九日に公表された「QDR文書」には、明確に二正面戦略の採用と欧州とアジアに各兵力一〇万人体制を維持する方針を打ち出していた。

これに関連し、アメリカが恒久的に軍事的優位を保証していくための枠組みとして統合参謀本部議長が公表した米軍の運用計画「統合ビジョン二〇一〇」(Joint Vision 2010)がある。ここでは、アメリカ軍は同時に発生する二つの「地域的大戦争を戦い、勝利する能力を有しなければならぬ」と強調されていた(注3)。

アメリカは分担体制論を梃子に同盟国を取り込んで湾岸戦争規模(投入兵力五〇万人、動員軍事物資一〇〇〇万トン)の戦争を世界で同時に二カ所で引き起こす準備をしておくというのである。そのような大規模戦争において勝利を確保する最大の決め手は、二つの戦域に近接する同盟国との一層の関係強化にあるとする。すなわち、中東有事におけるドイツ、朝鮮有事における日本との同盟強化が二正面戦略遂行の最大の条件となるとした。それゆえに、日米新ガイドラインから周辺事態法の成立に至る一連の政治プ

ロセスが企画されたわけである。

ここに来てポスト冷戦以後の大規模地域戦争分析であるボトム・アップ・レビュー以来続けられてきたイラクと北朝鮮をターゲットにした戦略方針の見直しが浮上してきた。現在急速にアメリカの内部で二十一世紀における長期戦略の根本的な見直しが進んでいるのである。そこでは中国を中心とするアジア市場への関心の拡大に規定された軍事戦略の再構築が、ここにきて急速に進められている現実がある。アジアでは南北朝鮮の統一や、ロシア・中国・韓国との連携など、既存のアジア秩序を改編する動きが顕在化しており、朝鮮民主主義人民共和国を主要なターゲットにしつつ、アジア・太平洋地域における覇権維持という方針は、既に時代遅れとなっていたのである。

それでは従来の二正面戦略から一正面戦略へとシフトするにあたり、アメリカの戦略はどう変容しようとしているのか。それを判断する資料として、ホワイトハウスが、一九九九年一二月に公表した「新世紀のための米国家安全保障戦略」(A National Security Strategy for a New Century)と題する文書が重要である。同文書の冒頭において、新世紀のためのアメリカの国家安全保障戦略の核となる目標を、①アメリカの安全保障の強化、②アメリカの経済的繁栄を支える、③外国における民主主義と人権の推進、の三つに設定要約している(注4)。

そして、これら三つの基本目標を達成するために、国際的協力は死活的に重要となるとし、その理由を「我々が直面する挑戦が一つの国だけでは対応できないものだからである」(注5)とした。ここから同盟国や友好国との濃密な関係維持を不可欠とし、それによって「挑戦者」への圧倒的な対抗軸を形成しようとする。この場合、「挑戦者」が事実上の中国を指していることは想像に難くない。この部分だけを切り取って読む限り、ホワイトハウスも中国を主敵とする一正面戦略への傾斜を明らかにした訳である。

しかしながら、次のような着目すべき内容の記述もある。すなわち、「予見できる将来、米国はむしろ同盟諸国と協力して、重なり合う時期において二つの遠く離れた戦域での大規模な越境侵略を抑止し、抑止に失敗した場合にはその侵略を敗北させる能力を保持しなければならない。二つの大規模な戦域戦争能力を維持することは、我々の友邦および同盟諸国に安心感を与え、米国との協力関係を一層魅力的なものにする」(注6)とする箇所である。

この内容は一正面戦略への踏み出しと決して矛盾しない。要するに、アメリカの構想する新軍事戦略は、アメリカの国益を堅持するために可能な限りアメリカの国益に合致する体制の構築を念頭において国際環境を「形成」し、それがうまく進行しない場合には、大規模な地域紛争や小規模な不測自体に迅速に「対処」し、さらに将来の事態への「準備」

も怠らないという、三項目を主眼として構成される新戦略なのである。

ここには冷戦の時代を経た今日においても、アメリカは一貫して軍事プレゼンスをアメリカの国益、言い換えればアメリカの多国籍資本の利益を維持拡大するために中核的存在として使用していこうとする意図が明らかである。ここで示された「形成」「対処」「準備」という基本構想は、何よりも平時においてよりアメリカの覇権主義を貫徹するための様々な試みを世界的規模で敢行し、有事にはこれまで以上に積極的な軍事力の投入を躊躇せず、最終的にはアメリカの世界覇権確立と維持のためのあらゆる手段を講じることの決意表明でもある。

変容するアジアへの軍事関与

続いて、同じくペンタゴンは、二〇〇〇年五月二六日に「二〇二五年のアジア」と題する報告書を公表した(注7)。そこでは二〇二五年のアジア地域における政治軍事情勢を以下のように予測している。

第一に、欧州における脅威の解消とアジアにおける新たな脅威という対比を示したうえで、アジアの脅威の内実を「複雑で予想外の影響」を結果するものとし、従来型の「地域紛争」レベルでないこと、第二に、アジアではロシアと日本に代わってインドがアメリカの新たなパートナーと

なつて台頭すること、第三に、朝鮮半島の統一は日本の民族主義の隆盛を招き、在日米軍の撤退や日本の核武装の可能性を生み出すこと。それで、日本はアメリカとの真の同盟を取り結ぶか、独自の防衛を押し進めるか、中国の覇権を容認するか、のいずれかの選択を迫られることになる。

そして、第四に、中国は一貫してアメリカの競争相手となり、安定した中国は東アジアの現状に挑戦し続け、逆に仮に弱体化した中国は指導者が国内の権力基盤強化の一策として海外での冒険主義に走る可能性がある、というのが主な内容である。

ここで明らかなことは、以上二つのペンタゴン文書からは、アメリカ軍事戦略を検討する中核部分において、二十一世紀戦略の最重要地域として東アジアに絞り込まれ、そこでは中国がアメリカの国益を侵害する可能性が最も高い国家であり、この中国の封じ込めを押し進めるためには、従来の同盟国以外にもインドなどとの関係強化が不可欠とする認識を強調していることである。そして、南北朝鮮統一が結果するアジアのダイナミックな変動は、日本の進路にも決定的も思える厳しい判断を迫るところとなり、その日本との関係構築にアメリカは慎重を期すべきであることを指摘している。

とりわけ、「日本の民族主義運動の隆盛」により、日本がアメリカとの同盟関係を相対化する方向は依然として好ま

しくなく、中国包囲の陣営形成にとつて日本が軍事的な要としての位置は不変とする認識も垣間見せている。そして、肝心の対中国包囲網の形成を目標とする場合、「アメリカのアジアでの軍事作戦は、今のままではうまくいかない」とし、その理由として複雑さ、作戦地域の広さ、アメリカ軍基地の不足、アメリカ本土からの距離の遠さ、などを挙げていく。要するに、従来のような二正面作戦の軍事的非合理性の指摘であり、そこから「将来の危機に備えるなら、アメリカは今からアジアでのより実体的あるプレゼンスを策定すべきだ」としているのである。

アメリカは事実上、中国一国を仮想敵国として、東アジアに展開する軍事を再編成する必要性がある点を強調してみせ、より具体的には、基地機能の見直しや、対中国包囲戦略という枠組みから、妥当ではない基地や施設の整理を進める一方で、重点基地の機能強化と拡大という大胆な政策の選択に踏み切ろうとしているのである。

アメリカ軍事戦略の将来構想

この「二〇二五年のアジア」をベースにして作成された米軍運用計画「統合ビジョン二〇二〇」(注8)では、「アメリカと同等に対抗する能力を持った不特定の競争者が出現する可能性」への配慮と関心を具体的に示すことで、将来におけるアメリカの軍事プレゼンスが、明らかにアジア太

平洋地域に集中する方向性を語っている。ここで示された「不特定の競争者」は、客観的に見れば中国以外にその対象国は見いだし得ない。従って、ベトナムは、将来における軍事衝突発生の想定地域として、アジアを重視する戦略の採用に踏み切ることを事実上隠そうとしていない。

ここでは特に朝鮮半島における統一への動きを睨みつつ、どのような平和の可能性があり得るのか、そして、中国との敵対関係が出現するとすれば、どのような原因に求められるか、がベトナムの焦眉の課題となっている。つまり、南北朝鮮の統一の動きと同時に、近い将来本格的に検討されよう在韓米軍撤退問題の主導権を、あくまでアメリカが掌握し続けるためには、中国がアメリカに匹敵する軍事大国として評価されることを期待しつつ、中国包囲網を敷くことで当該地域におけるアメリカの覇権を貫徹しようとしている訳である。

事実、アメリカは「統合ビジョン二〇二〇」に示された事実上の中国包囲網の再形成のために様々な手を打ち始めている。日米新ガイドライン合意から周辺事態法の制定、さらに国民非常事態法から米軍有事法といった新たな有事法制準備はその一つであり、さらに訪問軍協定(VFA)によってかつて撤退したはずのフィリピンへのアメリカ軍の復帰、オーストラリアのクイーンズランドへの兵力約一万人の配置、シンガポールにおけるアメリカ原子力空

母用の埠頭建設など具体例を多く挙げられる。これによって、アメリカは韓国・日本・フィリピン・シンガポール、そしてベトナムやインドをも巻き込んで対中国包囲網を完成させようとしているのである。

要するに、冷戦時代におけるソ連封じ込め戦略と陣形の変容を図りつつ、結果的には同質の同盟国を基軸とする包囲戦略を採用することで、事実上中国及びこれと連動する可能性ある国家・地域への作戦展開の方途を再定義しようとする。今後四半世紀というスパンで見た場合、アメリカの新同盟国としてインドやベトナムなど、南アジアや東南アジアなどの国家が俎上に挙げられよう。それとの連動で日本の佐世保・横田・三沢などの主要基地群が事実上の閉鎖的あるいは備蓄基地化という名の整理・縮小が検討されているが、当面は中心的な基軸同盟国家として、やはり日本が位置づけられていることは間違いなく、それは以下の最新の文書で明らかである。

強化される日米同盟関係

二〇〇一年一月一日にアメリカ国防大学・国家戦略研究所の特別報告として公表された「米国と日本―成熟したパートナーシップへの前進」(The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership) は、アーミテージ元国防次官補をキャップに、ナイ元国防次官

補、などを主要なメンバーとするスタッフが、一九九九年五月から策定作業を進め、公表されたものである(注9)。同報告書の冒頭では、朝鮮半島及び台湾情勢などを理由に、アメリカが一挙に大規模紛争に巻き込まれる可能性を指摘し、日米同盟がアメリカの世界安保戦略の要である点を確認したうえで、日本が集団的自衛権不行使という原則を撤廃することが、日米間の一段と密接で効率のよい安保協力を実現する途だと説いている。そして、アメリカは、日本国民の決定を尊重するが、日本がより大きな貢献を果たし、より平等な同盟国家化を指向する日本を歓迎しているというのである。

つまり、アメリカの主張する世界安保戦略を担う主要な同盟国としての日本が早急に解決を必要とする課題として、第一に集団的自衛権行使による実質的な日米統合軍の編成を実現すること、第二に、アメリカ軍の代行を認め得る日本自衛隊戦力の海外作戦遂行能力の充実が、アメリカの強い要求として示されているのである。在日米軍・在韓米軍をはじめ、東アジアに展開する一〇万人に達する現有兵力の段階的削減や、沖縄・佐世保・横須賀・横田・三沢など日米軍基地機能の漸次縮小の方向を埋め合わせるために、日本自衛隊がポスト・アメリカ軍として十分な役割を担うことを期待しているのである。

すでに、アメリカの新戦略においては、有事における

「アメリカが槍、自衛隊が盾」という関係そのものを見直しさえ検討されていると見る方が合理的である。そこでは日本はアメリカとイギリスの関係をモデルとして関係強化に努め、具体的には新ガイドラインの履行、国連軍平和維持軍参加凍結の解除、在日米軍の駐留問題については地域安保環境に照合しつつ見直し、アメリカ軍の作戦遂行能力を維持したまま、基地存続から生じている日本の負担を軽減する、日本の軍事技術やミサイル防衛での協力、などが強調されていた。

ここには日本の自衛隊が完全にアメリカが構成する軍事力の重要な一翼として位置づけられ、今後においては台湾有事・朝鮮有事を想定しつつ共同軍事演習の蓄積の上に立ち、日本が最終的には中国包囲網の陣形の有力部分を構成する役割を担うことが期待されているのである。そして、その期待に応えるための国内的準備の主要の課題として有事法制の整備や、場合によっては憲法改悪による集団的自衛権の法的保証を獲得するようアメリカの対日圧力が一段と強まることは間違いない。

日米同盟の新展開と

「同時多発テロ事件」以後の米戦略

ブッシュ大統領は、二〇〇〇年末に行った国防・外交政策の目標として、①軍の士気建て直しを通じて大統領と軍

との信頼関係を強化する、②米軍や同盟国をミサイル攻撃から守るためにミサイル防衛システムを開発する、③軍の機動性を高め、サイバー（電脳）攻撃などの二十一世紀の脅威にも対応できる新戦略を構築する、の三点を挙げている（注10）。

この新戦略に深く関与している国防長官は、かつてミサイル攻撃の脅威を調査するためにアメリカ議会内に設置された「弾道ミサイル脅威評価委員会」の委員長を務め、朝鮮民主主義人民共和国やイラク、それにイランなどアメリカと「敵対的」な国家のミサイル開発への過剰までの脅威を煽り、これに対抗するためにアメリカ本土ミサイル防衛（NMD）システムの整備を強調したラムズフェルドである。

先に紹介した「米国と日本―成熟したパートナーシップへの前進」では、近い将来において、アメリカ軍はアジア太平洋地域に分散配置される方針を固めつつあることを明らかにしているが、大規模な紛争以外には日本自衛隊を盾ではなく、槍として東アジア地域で展開させるため集团的自衛権への踏み出しを、今後一段と強く要求してくることは明らかであり、これとの関係で有事法制整備も拍車がかかることは間違いない。

かつて小淵・森内閣の外相を務めた河野洋平は、在任中からアメリカ政府の要請に「集团的自衛権不行使発言」を

繰り返してはいたが（注11）、ポスト・アメリカ軍としての役割を新政権下においても期待されてくることは必至であろう。日米統合軍が有事即応体制を実質的に敷くために、何時でも何処でも機動可能な自衛隊の存在が大前提にならなければならない、そのためには国内法の整備が急ピッチなのである。同時に米新政権が「軍産複合体トリオ」とも言うべき顔ぶれを揃えた背景には、一〇万人の展開兵力の段階的削減によって浮いた軍事費を軍事情報技術革命（RMA）に対応するNMDや戦域ミサイル防衛（TMD）の開発配備への投資を優先させることで、巨大な利潤獲得を意図していることも間違いない。

そして、ここに来てテロ事件の発生への対応という新局面が出てきた。アメリカが今回の事件によってこれまで要約してきた軍事戦略を根本的に修正するとは思われないが、少なくとも中国有事を焦点に据えた一正面戦略のクリアナ突き出しを、自分自制するはずである。アメリカ本土が空前のテロに見舞われ、それに続く炭疽菌による連続的な被害という現実の前に、既にペンタゴンでは「本土防衛」の名で、アフガン攻撃とその後の中東戦略の見直しの中で、より柔軟かつ重層的な戦略の構築を進めている。

その場合、対中国、対ロシアを目標とした重厚長大型の軍事戦略の発動は、少なくとも中短期的には抑制され、当面は両国との軍事レベルでの協調関係の構築が優先される

ことになる。それは、中国のWTO加盟によって最大の恩恵を受けるロシアにとつても、また実質的に国際貿易体制のなかで競争力を強いられる中国にとつても、対米関係の安定化は望むところである。その意味では、米中ロ三国間には、テロ事件を挟んで限定的ながら「雪解け」状態が訪れることになる。

そうした状況の変化のなかでも、ペンタゴンサイドでは米軍需産業界と連携して、現在、軍事ハイテクノロジーへの重要度がしきりに主張され、「新たな軍備ゲーム」が開始されようとしている。

それと同時に注目しておくべきは、二〇〇一年一〇月に公表されたブッシュ政権初の「米国の国防計画見直し」(QDR)において、RMAによって生み出された超ハイテク兵器を主軸とする軍事戦略に、それとの対極をなすゲリラ戦やテロという「非対称の脅威」への対応戦略が強調されていることである。アメリカは、今や自らの圧倒的な軍事力を構築する一方で、それが産み落とした「非対称の脅威」に晒されていることを自覚し始めてもいるのである。

自衛隊参戦法—実体化する米戦略への日本の追隨

日米同盟が正真正銘の軍事同盟であることは、「同時多発テロ事件」によって一層拍車がかかることになった。とりわけ、日本政府・防衛庁、そして、今回のテロ対策関連三

法(テロ対策特別措置法、自衛隊法一部「改正」、海上保安庁法一部「改正」)の一方の推進役でもあり、インド洋への自衛官派遣に防衛庁制服組以上に熱心な旗振り役を演じて見せた外務省サイドでは、今回の事件を日米同盟を正真正銘の軍事同盟として機能させることで、今後のアメリカの軍事戦略への全面的関与の実績をつくることに奔走した。

今回マスコミでも盛んに取り沙汰された Show the Flag なる用語も、実は外務省サイドから意図的に宣伝されたものであつて、決して言われるところのアーミテージの口から発せられたものではない。アーミテージはアメリカにとり都合の良い用語が一人歩きしていることをわざわざ否定する愚を犯さなかつただけであり、そこには日本政府、なかでも外務省サイドの異常な意気込みが伝わってくる。

このうち、二〇〇一年一〇月二九日に成立したテロ対策特別措置法Ⅱ米軍支援法は、周辺事態法の地理的かつ内容的な縛りを一気に解き放った有事法制としてあり、二年間の時限立法とは言え、政府の判断で恣意的に法的効果なき場合には延長をも可能としている点で、問題の多い法形式を備えた法律である。

また、同法は有事法制のひとつとして、その成立が目論まれていた米軍支援法制定構想の流れに沿ったものでもある。それは、周辺事態法の限界性を突破し、あらゆる地域

と事態に随意に自衛隊を派兵・参戦することを可能とする法律として成立した。要するに、テロ事件を奇貨としてアメリカの「報復戦争」に日本自衛隊が積極的に加担する、自衛隊参戦法、なのである。その危険性と違憲性を要約すれば次のようなことになるであろう。

第一に、国際法からも見ても根拠なき法律であることだ。同法の目的を「国際連合憲章の目的の達成に寄与する」(第一条)とするが、テロ事件発生翌日(九月二日)に行われた国連決議はテロ攻撃への非難決議であつて、アメリカの「報復攻撃」を支持する内容では全くない。そもそも軍事力による「復仇」(報復)は国際法の容認するところではない。それにも拘わらず、政府は緊急性を理由に充分な議論を尽くさなのまま、国連や「人道的措置」の名を持ち出してまで、同法への国民からの同意を得ようとする。国連の正確な対応には目を瞑り、御都合的にその権威を利用とするやり方は、今に始まったことではないが、国民を愚弄するのも甚だしい。

第二に、無限定な海外派兵法(自衛隊参戦法)としての性格を全面化していることだ。限定的な派兵法と言える周辺事態法と比べても、その突出ぶりに驚かされる。テロへの「対応措置実施地域」として、第二条(基本原則)第三項に規定された「公海及びその上空」と「外国の領域」が注目点である。「対応措置地域」とは、非戦闘地域とする但

し書きを施してはいる。しかし、これは非戦闘地域であれば、自衛隊を世界中の何処にでも派兵可能とする解釈を許すものだ。しかも、丁寧なことに、「公海」自、上空自、「海外の領域」自陸自と、三自衛隊が挙つて派兵自参戦可能な態勢を整える周到さである。

アメリカは「テロ支援国家」が世界中に存在するとしており、そうなるとテロの予兆ありとの恣意的な判断だけで、自衛隊はアメリカ軍などと共同して警戒対処行動の名で随時派兵状態を可能とする態勢を敷けることになる。今回、同法と一緒に行われた自衛隊法の一部改正により、新たに「警護出動」(第九十一条の二)という役割が自衛隊に与えられた。自衛隊は国の内外にわたり、その行動範囲を一気に拡大することになった。

国外にあつて、戦闘地域と非戦闘地域の線引きは曖昧であり、また純軍事的に言つても同法が想定する「対応措置」自体が軍事行動に相当することは常識である。その点からしても、すでに「対応措置地域」の性質に拘わらず、第二条が規定するものは、政府・自衛隊側の意図に関係なく軍事行動そのものである。その点において、武力による解決を放棄した憲法第九条第一項に抵触することは明らかである。

この問題と深く関わるが、同法第三条(定義等)に規定された「諸外国の軍隊(実質的にはアメリカ軍を指すが)等に

対する物品及び役務の提供その他の措置」を内容とする「協力支援活動」は、憲法で禁止されている集団的自衛権に完全に該当する内容である。現実に関行動に入っているアメリカ軍に対し想定される補給・輸送、修理・整備、医療、通信など物品・役務の提供は、明らかに日米の軍事共同作戦の一環として実施されるものである。しかも、ここでは自衛隊は武器・弾薬の輸送をも輸送項目に想定している。

輸送の自身については、特段武器・弾薬の適用除外規定が設定されていない事実からすれば、軍事に不可欠な全ての物品が輸送の対象としてカウントされているのである。勿論、物品の輸送など措置はアメリカ軍だけでなく、アメリカ以外の軍隊をも対象とすることを否定しておらず、これは真正正銘の集団的自衛権の発動を前提とした法律、文字通りの有事故法制としてある。

同法の危険性と違法性は、それだけに留まらない。他にも第四条（基本計画）は、同法の発動内容についての基本計画を閣議で決定し、国会への報告だけでその承認を求めることなく実施される仕組みとなっている。自衛隊のアメリカ軍支援や事実上の参戦が、国会の承認、つまりは国民の耳目を塞いだままで強行される仕組みが出来上がったのである。これでは、自衛隊が内閣の判断だけで勝手に動く可能性を認めた訳で、文民統制（シビリアン・コントロール）の原則も空洞化の危険性が一挙に高まったと言わざる

を得ない。また、国会や国民への不透明性を公然化する同法は、日本の外交・防衛政策に歯止めがからなくなる恐れが現実問題となっていることを意味している。ここには、有事故法制それ自体が持つ危険な特徴が顕著に見られるのである。

さらに、同法成立を受ける形で、一月九日には海上自衛隊の第二護衛艦隊旗艦である護衛艦「くらま」が同「きりさめ」と補給艦「はまな」を随伴させて佐世保港から出港した。さらに、同月二五日には護衛艦「さわぎり」、補給艦「とわだ」、掃海母艦「うらが」が、佐世保・呉・横須賀のそれぞれ港から出航する事態となった。

このうち、「さわぎり」、「くらま」、「うらが」の三隻は、アフガン空爆を行ったアメリカの空母機動部隊に合流するために、インド洋に向け事実上の「出撃」であった。海上自衛隊の艦艇が空爆機の発進する「海上発進基地」周辺に展開し、軍事作戦に参加するのは、言うまでもなく戦後最初のことである。しかも、これを一月二六日、国会は型通りに事後承認したのである。一月二七日に「改正」されたPKO法をも含め、この国と政府は、実にあっけなく「参戦国家」「派兵国家」へと大きく舵を切ったのである。テロ対策特別措置法が、真正正銘の米軍支援法であることを何の躊躇いもなく誇示してみせたに等しい日本政府・防衛庁、そして、同法成立に強い主導権を発揮した外務省の

態度は、今度繰り返し糾弾の対象としていかなければならぬ。

不審船事件から有事法制へ

さらに、年末の一二月二三日、鹿児島県奄美大島沖で発見された不審船に対する海上保安庁の巡視船「いなさ」による威嚇射撃と、それに続く船体射撃によって不審船を沈没に追いやる事件が発生した。テロ対策関連三法のひとつとして、テロ対策特別措置法海上保安庁法「改正」により、第二〇条に新たに第二項が加えられ、不審船対策が強化された。それは、日本の領海内における射撃に関して刑事責任が問われない規定であったが、今回の事件は海上保安庁も日本政府も認めているように公海上で強行された射撃と撃沈事件である。公海上で射撃が許容されるのは、明らかに正当防衛か緊急避難的措置として認められる場合においてだけであり、危害射撃は刑事事件に該当する可能性が高い。不審船がロケット弾を発射したのは、「いなさ」による船体射撃後であって、正当防衛論で正当化しようとするのは無理がある。

今回の事件によって明らかなのは、事態はすでに改正された第二項の規定を踏み越えてしまったことである。つまり、同項を領海だけでなく公海においても結果的には既成事実化する方向に突き進んでしまったと言える。今回の

不審船事件は、〃第二海上自衛隊化への変貌を遂げようとしている海上保安庁独自の問題というレベルを超えて、日本の武装組織が公海上においても、いつでも実戦態勢に入る決意を披瀝したものに他ならない。そのことは、同時にテロ事件によって拍車がかかった有事法制の方向性をも具体的に示唆している(注12)。

それは、次の通常国会では間違いなく、国家安全保障基本法や国民緊急事態基本法といったネーミングを冠した新たな有事法制が粗上に上がることになるが、それは平時と戦時の境界を解消する試みとしてある。「参戦国家」「派兵国家」日本に適合する有事法制の成立を阻止するために、小論で整理してきた米戦略の意図と目標について批判の論陣を逞しくしていかななくてはならない。

(こうけつ あつし)

【注】

(1) 同報告書は、朝日新聞論説委員である嶋田数之「変わりゆく米国の安保戦略―二世紀のアジアを見すえて―」(「軍縮問題資料」二〇〇〇年八月号)にその一部が紹介された。なお、本稿は「世界週報」収載の同報告書の要約版を参考にした。

(2) 「ドキュメント米国の国防計画見直し」の「第3章 防衛戦略」(同右、一九九七年七月二二日号、六八―六九頁) 参

照。

- (3) 『世界週報』(一九九七年七月二二日号)七〇頁。
- (4) 同右(二〇〇〇年四月四日号)六四頁。
- (5) 同右、六八頁。
- (6) 同右、二〇〇〇年四月一八日号、七一頁。
- (7) 『共同通信』(二〇〇〇年五月二七日付)参照。
- (8) Washington Post, May 26, 2000 及び『読売新聞』(二〇〇〇年五月二七日付)、参照。また、『統合ビジョン』(二〇〇〇年五月二七日付)、参照。また、『統合ビジョン』(二〇〇〇年五月二七日付)についてはジョセル・ガーンソン(アメリカン・フレンズ・サービス・コミッティ)の「アメリカ帝国はアジア太平洋に地球軍事の焦点をシフトする」(本誌、第三卷第四号・二〇〇〇年九月号)を参照。
- (9) 本資料は、INSS (Institute for National Strategic Studies, National University) の INSS の Special Report, October 11, 2000 としで公表された。
- (10) 『朝日新聞』(二〇〇〇年十一月三〇日付)。
- (11) 例えば、同右(二〇〇〇年十一月三一日付)参照。
- (12) 一連の国内有事法制整備の経緯と内容については、續編『有事法制とは何か―その史的検証と現段階』(インパクト出版会、二〇〇二年二月刊行予定)で詳しく論じている。参照されたい。